

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等
に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、次の見直しを行うこととする。(第 16 条の 2～第 16 条の 13 関係)
 - (1) 報告金融機関等が特定対象者の一定の情報を取得するための措置、報告金融機関等とされる者の要件、特定法人から除外される法人の要件及び報告金融機関等が所轄税務署長に提供する報告対象契約に係る報告事項等の細目について、所要の整備を行う。
 - (2) 報告を免れるおそれがないものとして特定取引から除かれる取引の範囲に、一定の特定電子決済手段等取引を加える。
 - (3) 特定取引の対象となる資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げるもの等の管理に関する契約の締結の細目を定める。
 - (4) 報告事項の提供の対象となる特定取引を行った者の範囲から除外されるその契約に基づく権利が外国金融商品市場において売買されている組合等に係る特定組合員等の細目を定める。
 - (5) その他所要の措置を講ずる。
- 2 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度について、次のとおり細目を定めることとする。(第 16 条の 14～第 16 条の 20 関係)
 - (1) 暗号資産等取引を行う者が報告暗号資産交換業者等に提出する届出書の記載事項の細目を定める。
 - (2) 報告暗号資産交換業者等が所轄税務署長に提供する報告対象契約に係る報告事項の細目を定める。
 - (3) その他所要の措置を講ずる。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)